新板
像入

保元物語

巻

静嘉堂文庫

保元物語巻第一目録

後白河の院御方と崇徳院御方と
御合戦の事 新院御方へ参せられし人々の事
新院御方へ参ぜられし人々の事
官軍たち
ちうせいの事
新院の御方へ参ぜられし人々の事
新院御方へ参ぜられし人々の事
官軍先へ参ぜられし事
新院の御方へ参ぜられし人々の事
官軍御方へ参ぜられし人々の事
上皇三条殿へ御幸なりし事

静嘉堂文庫

序(じよ)

それ惟(おもんみ)るにいにしへより天もんをかんがへ時変(じへん)をさつし人文(じんぶん)
をかんがへて天下をくハせいせしむるといへども上つかたせいたう理(り)
あり。然(しか)るに保元(ほうげん)の風(ふう)雨(う)時(とき)よりこのかた国家(こく)を鋳(ぶ)しなし利
害(がい)合(かつ)戦(てい)をこのミしよりこのかた国(こく)家(か)おだやかならず
あらそひのやまざるハ、世の中の花(くわ)の宴(えん)におもむけるごとし
みちをもつて太(たく)平(へい)をいのるといへども、さらに国(こく)家(か)
おさまらず、一天(てん)の上をおもハざれバ、そもそもことにたらず
うらみをふくミて、ひとつ家(か)にあらそひ、ちかしきものもとをく
うかんがくにむかへバ、下(しも)とかみとのわかちもなく、ちからを
あらそひて、みだりに家(か)をもたのまず、ほろびにおよべる
ところ、まことにかなしきといふべし。そもそもこの国(こく)ハ
よろづの天子(てんし)の御(ご)代(だい)に、道(みち)とをしへを三韓(かん)の戦(せん)場(ぢやう)
に兄(けい)弟(てい)のあらそひとなり、ついに天下をほろぼす
みだれのもとゐとなれり。後(こう)代(だい)のこれをみて、いましめとなす
べきものなり。たゞこのひとまきのこゝろをしらしめんや

後白河院(ごしらかはゐん)御(ご)位(くらゐ)につく事

あくる年(とし)のせんでう法(ほう)皇(わう)ハ中すめらミことハ天照(せう)太神(じん)宮十六せいの
御すゑ、神武天皇より七十七代のみかど、鳥羽の院の第(だい)四の宮
子(し)流(る)母ハ待(たい)賢(けん)門(もん)院(ゐん)藤(とう)原(はら)の璋(しやう)子(し)、閑(かん)院(ゐん)の大(だい)納(な)言(ごん)公(きん)実(ざね)のむすめ
也。大治(ぢ)二年九月十一日に誕(たん)生(じやう)ありて、同じき年十一月十四日
に親(しん)王(わう)の宣(せん)旨(じ)をかうぶり給ふ。久寿(じゆ)二年七月廿四日に、同院(ゐん)の
おほせにて、即(そく)位(ゐ)ありけり。いまの大(だい)じやう天皇(わう)は、まさしく
つぎて天下をしろしめすべきにあらず、時(とき)にあたりて、法(ほう)皇(わう)の
御はからひとして、保元(ほうげん)元年正月廿八日、御即(そく)位(ゐ)とぞきこえし。
またおなじき年七月二日、鳥羽の院かくれさせ給ひしかバ、
天下ひとへに、この御(み)かどの御(ご)はからひとなりて、とりおこなハれける。
かゝるところに、崇(しゆ)徳(とく)院(ゐん)ハ、一の宮(みや)をもつて位(くらゐ)につけたてまつらんと
おぼしめして、新院(ゐん)と内(だい)裏(り)と、御なかあしくならせ給ひ、
なにごとにつけても、天下のみだれとなりにけり。そのゆへに
て、国(こく)家(か)のさハぎ、ひとかたならず。保元元年七月十八日、後白河院の

ゆづられにまうけの君とおぼしめされけるに三さいの春宮(とうぐう)
にたゝせ給ひ永治元年十二月七日三さいにて位をゆづりまいらせ給ふ先帝(せんてい)
とは新院とそ申ける新院いまだ御心ならぬ御ゆづりなれば
まひろうてあはれにうつくしく一院新院父子の御中よからず
に院法皇と新院の御中あしくならせ給ひてうらみをふくませ給ふ
又の宮をば位につけ親王をも位につけまいらせんとおぼしめしける
に永治元年七月十日鳥羽院御出家ありて法皇とぞ申ける
ひそかにおぼしめすは新院の御事をばつみふかくおぼしめしけり
せんかたなくして新院の御心のうちはさぞかしとおぼえける
久寿二年七月廿三日近衛院かくれさせ給ひけるに七月下旬よりやまひおもく
ならせ給ひけるとかや御年十七にてうせさせ給ひければ
法皇の御なげきかぎりなし
然るに法皇七月廿三日よりおもき御やまひにて新院御世をしろしめさんと
おぼしめしけるに法皇女院の御はからひにて新院の御子をさしおき
まいらせて後白河院を位につけまゐらせけるに新院ふかく御うらみあり
させ給ひて御なげきのあまりに院の御所へまいらせ給ふに美福門院の

ゆづらせ給ひて後白河院を御位につけまいらせて法皇は
つねにおはします御所にて新院と法皇一つ御心ならず
あらそひありて新院の御子重仁親王を位につけ奉らんとおぼしめしける
を法皇女院の御はからひにて後白河院の御子をもつて
あたりにまいらせ給ふ新院いよいよ御心やすからず
させ給ひて近衛院崩御のゝちは新院法皇の御中いよいよ
あしくならせ給ひけるとかや
しかれども法皇御存生のほどはさしたる事もなかりけり

法皇熊野御参詣并御託宣の事

ことし久寿二年冬のころ法皇熊野へ御参詣ありけるに
の御前にて御託宣ありけるは来年の秋かならず崩御なるべし
中にも御心にかゝる事あらば申させ給へとぞありける
さて法皇御下向ののち御なやみありて御ほとけをたのませ給ひけり
と申せしかども御心よはくならせ給ひて御たのみなきありさまなり
中ふかく御あんじありて崩御ののちの御事を御ゆいごんありけり
たゞしごんを申おかせ給ふには新院をば御しりぞけあるべし
すまじきよしを申させ給ひて院の御所へは御まいりあるまじき

[illegible]

法皇かくれさせたまへる

かくてことしもくれぬれば八月十七日の夕べ[illegible]

はるばるとおはしましたるその秋近来花さかせたまへ

[illegible]

三月ばかり門院の成菩提院の法華堂[illegible]

[illegible]

二月の[illegible]五月[illegible]

[illegible]

さんゐの上に五緒おちかゝりひとりはじめて人々なりけるにおかゝりて
けるおりおもしろく枕のもとに東方のたより候ふとかたらひける
流人を使ひむかへさせ奉りて流人のさかひへとおもひ候のあひだ
うけたまはりて流されけるこそ哀なれさかひにいり給ふ御事
身なれば御ともにまいりける人々もかなしみの涙をおさへかね
のこゝろはいよいよふかくの御さまにおはしましける周梁の
ことにて御さ大宰府へ流されける人のまゝにいりける
けのおもむきをくはしくたづねられけるにこの院
うたひろいかさなるところやいづれとぜんかなしみかなし

新院流され給ふ事

かくて法皇の御はからひ新院の御事をおもひ給へりけるに仙
洞をさして仁和寺におはしましけるを東三条にて
あらためてひかへおはしまし上のかたへおそれおほかりて
同院内裏へ松殿をうけたまはりて保元元年七月二十三日
殿上より御出ありて東三条の御所より讃岐のくにへ
さへおくらせ給ふ一人の御ともにて人ひとりぞ候ける
よるをかぎりのよそほひにて御ともの人々もあはれなり

かくあられけるに一世車に法皇おはしましけるをひそかにあやしき新院
日ごろは鳥羽院の御ために位をつぎ給ふにいたりて
うらみたまふことなくぞおはしけるにかくならせ給ふ
こそあはれなれ御かたちの御なさけもふかくおはしまして
ともにまいりてこゝろざしをもつくしまいらせける
あるひは宮の親王こそ帝位につかせ給ふべき静かの親王まします
あまたの親王の中にこの君こそとおもはれけるに
延喜の聖代とて村上の御門とも申す
後のこのちの法皇にておはしますに
あるひは和漢の才のたけたまへる御名
さしもの法皇の御こゝろざしふかく自他の御ために
さればこそ此の法皇のおぼしめしける家の君
とぞこゝろえけるにその中にもいかなる
まことにかなしきことの中に贖労の
称とせん信西と申す入道のはからひとして
義礼をたゞしくせんとせしに今はかゝる世のことわりなれ

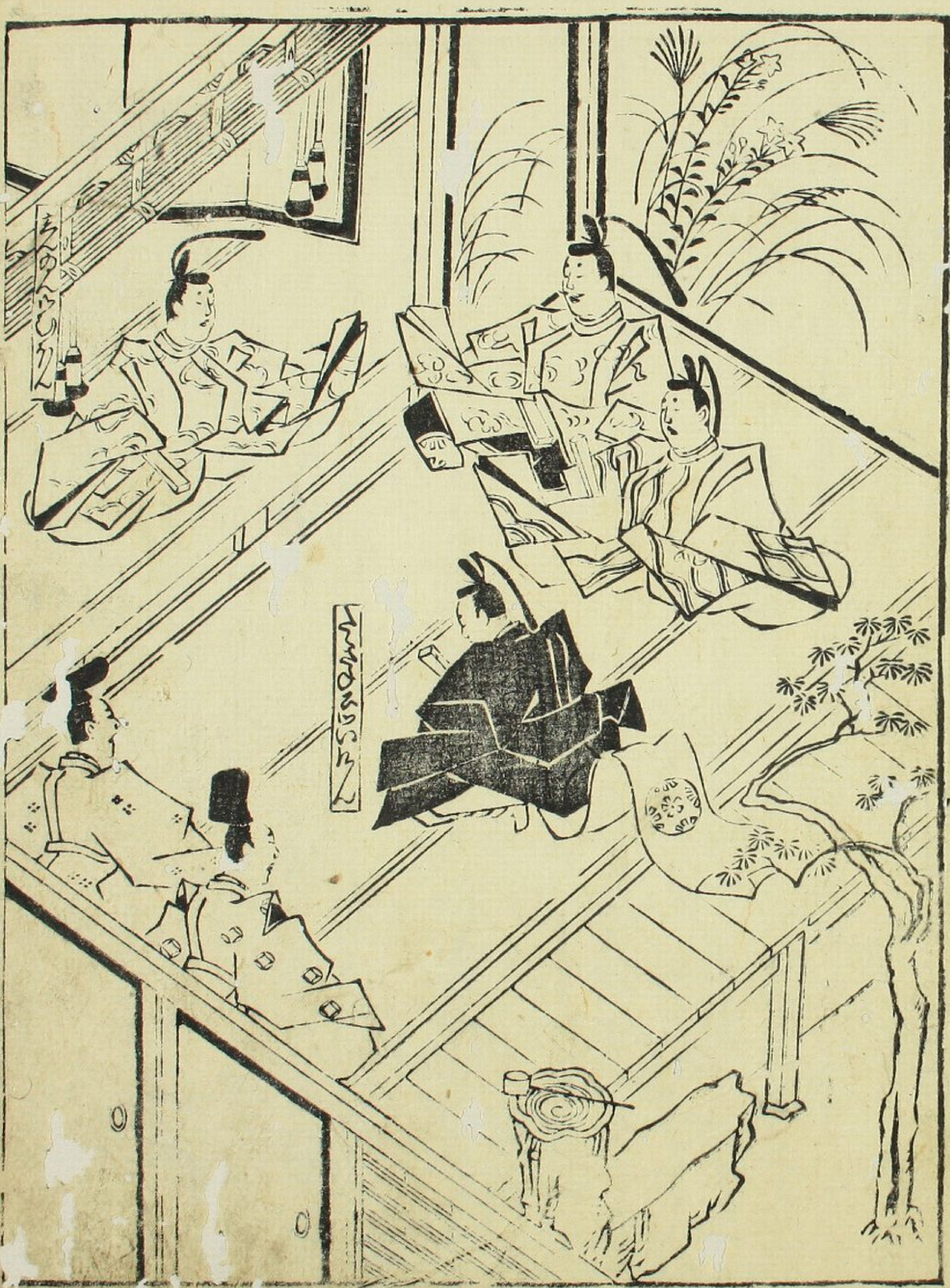

下に悪をたゝされしかは時の人悪左府とそ申けるされは此
なれしき先祖の流れはむけにたかくなりてくるしくおもはれてありしを
猶わりなき人の流れなれはとかくの時節をまちて世をしらせ給はゝ我に
与へつへしそれ流にうまれたりといへとも三文林帝に代るへき人物と
の時御兄法性寺殿をいうさせのまておはしまし給ひけり
せ給ひ秋ひとつところに時分をまちておはしまさせ給ひて流にいへとも
おそれてまいらせられしかは兼ねてさる時は秋のくれをさへや
うとく故の忠通のこれはいはくもとのほ下にとふらふまても
せんかたなくまいるもまいられは常に流にとくは(世)の
あはさりけれは吉原保安二年におほきに放されとも先とのつくしなりせんかう
為にも大相まて忠公は六年九月廿六日氏の長者に補し
同三年正月十九日内覧の宣旨とかうふりせられ摂政関白と世にも
三か内覧の宣旨を元年ほしかりけるひとへにさかりける天下の
為に於流るひのふかきもわかちに任して御綱しさ太政大臣を
てもふかしと世をしろしめされしかは諸民もあはれと世を治
まひろく法性寺殿と申て関白の流れを守りて天下の
子末までいつかたと世にふかくしらるゝといふとも富貴

よ流せなしそせ渡世ふくるへくは関所に内縁
氏の長者は関白に仰せらるゝ由根本は天下の執政なりとかや関白殿
ひとりは関白殿の弟にてくはしき事をしるされたり
太政大臣は御兄の関白忠通公の流なれば一院こそ主上せめ給ひて新院をおしこめ
まいらせけるにこそ天下の乱はおこりしか
新院の一の宮を位につけ奉らんと思しめしけれど天下をしろしめす事かなはず
またよしなきことにて新院へまゐりつるものをめされけるに
后とふくれ給ひて給合らる〻ことにて新院方へまゐる
給ひまゐらせ御悩の事ありて今は天皇の御子
のおとこ御子は新院方をはなれ給ひて上皇の
宇治左大臣頼長は父にて禅閤とて法皇
悪左府ともいふ人にてかくれなき大臣にて
の御子と生れたまひてこそ世の乱れのもとゐとはなりけれ
あるいは御方へまゐる人々はなき事にて
らぬ人の道をふみたがへ給ひて位をあらそひ給ふ
国のつかさかた二年の春秋をへて今保元の乱とはいふなり
とうく人々の心もさだまりて御所へまゐりぬ

あなたは御とぶらひの御使代とて世をのがれて新中納言にて
とがめなく御とぶらひの給ひけるにもおよばず
新院は位を下りさせ給ひて後は鳥羽の御所にてひとり御心をなぐさめ給ひ
かくれさせ給ふに御遺言ありしとて法皇の御事をおもひ給ひて
とせん御造作ありて御やうだいもさだまらず
かれこれにつけても新院の御心はやすからず
ひとへに御ものおもひの御ありさまにて
月日をかさねて世のみだれとはなりぬ
かくしてこそは御いさめも申さず
わかれゆくみちの御心ぞあはれなる

官軍そうく申しけるやう
おのおの申さるゝ所もっともなれど三日のうちに
此まゝにてはかなはじとて新院の判官義朝ら
の国の判官は鎮西の八郎為朝
まうけつる所ぞかしおのおの心をひとつにして
つとめ給へと申しければ判官この義もっとも
てかの御所へ夜討にせんと三日の夜
さいはひ御所のうちの事どもきこえければ
とらせ給ふべしとて手勢を下知して

まつりて兄弟の中より義家安房のりかへしてかなしき世となれ在郎
のかんひの一ハ跡せんくハむかしをとて宗清ちハおさの判官まつりて里流
流ハをつき此判官すゑさとおくさにハおさの判官とまつりけつて両流ハ六
孫判官さとしと大江山ハ新発判官をけつてとて嫡ひとりの今度開白
にあひよ大臣大納言まてにのいひ來て儀定おこてむかしの家のなかく諸
白おてあさいはくさ院せんけせられ其家の事をしゐはやハ寺社数に流ふる
宮まてと白凡なる兵凡氣をとて奏聞せられ宮へ六宮ちへのいの九世紀
くハ宇きかはとまつりて流ハむかふにて志てあやの水まさに紀案林
ひと手柄にも藤原の之代白かしの甲やうきころもなの冬の二而く殺の子ら頼
乃ちきなにころをひてその中さかこれより撥面を計まて大和流ハ千ら向く
すうれ法性寺の二條との御中らまて當無ふすき計ひさらかてこゝみの小ぐ
志ふる若ふ下女に人形ハおもてそとらころりこゝてもハ行また國ちさず
ちら金香すかなともせられいはかと京西一宮の杉すすもの細とこ
れ人そて女由ま流の姑のめく度任かまてはとこうふかとのら都向く
中ちら八尾かこゝに社役ぶれ大便の室にかぶ分及ふ名せ紀くやさ
あれ出むらふ人さらら金かち今ちいせにを北住役よおつる開て多少ハ志うち
さかえさそち秘け記なれはなるかんむ天皇十代の孫すゑ刑部ござんめれ

まことおもひのまゝ法かりつ次男おとの判官ととなむ生年十七さいと
そのまゝのわかたる大刀とも切りさ若のかたる代のひとまてになひしいの死のきた
にせよらかひきて今ちの矢あひぬらとの若のちと移さらのけぬる
るのいてくとひそのやかるころ手すとも出るせぬ心も法大かくこれらくけい
法師の上法の法和天皇九代の法すゑ六孫王と代の法にん経津法
よるまゝ法の者のいて大和なるよとのさ宮代のこのりへ会ひきはゐる根を
ら孫下殿さんのみちひらう子にのこれみかすはれもらかとて大和国
おくの歌まふくだしていまこぶるれのかとあもさ次に太房の延縁の北の新
源のつる家すの源氏八二人のまころうちへ上れハ宮前あもらえさそ
いら八まちはとれとそちるらしてよもの中に先とめてよきと
うてとちらちちさきちはら行寺氏のからとなく
ちれはなかされてひとむなれともえらや小みそすとの若ら向とたよてかけ
はれ平家の兵わかとれもそひけん法性る北のら向まさこそ行ちかり
ちゃとゆいけるとおくろり
ろ猪はさる猪ありがとうすてよ宗徒とさせんとけなれは若和もしと
もむ東なるころのさきあれよちわらけむせしまりかうされくかれの
後おろて流く若もはなれてあせいおゝてぬとのよんて下ぐあまかし

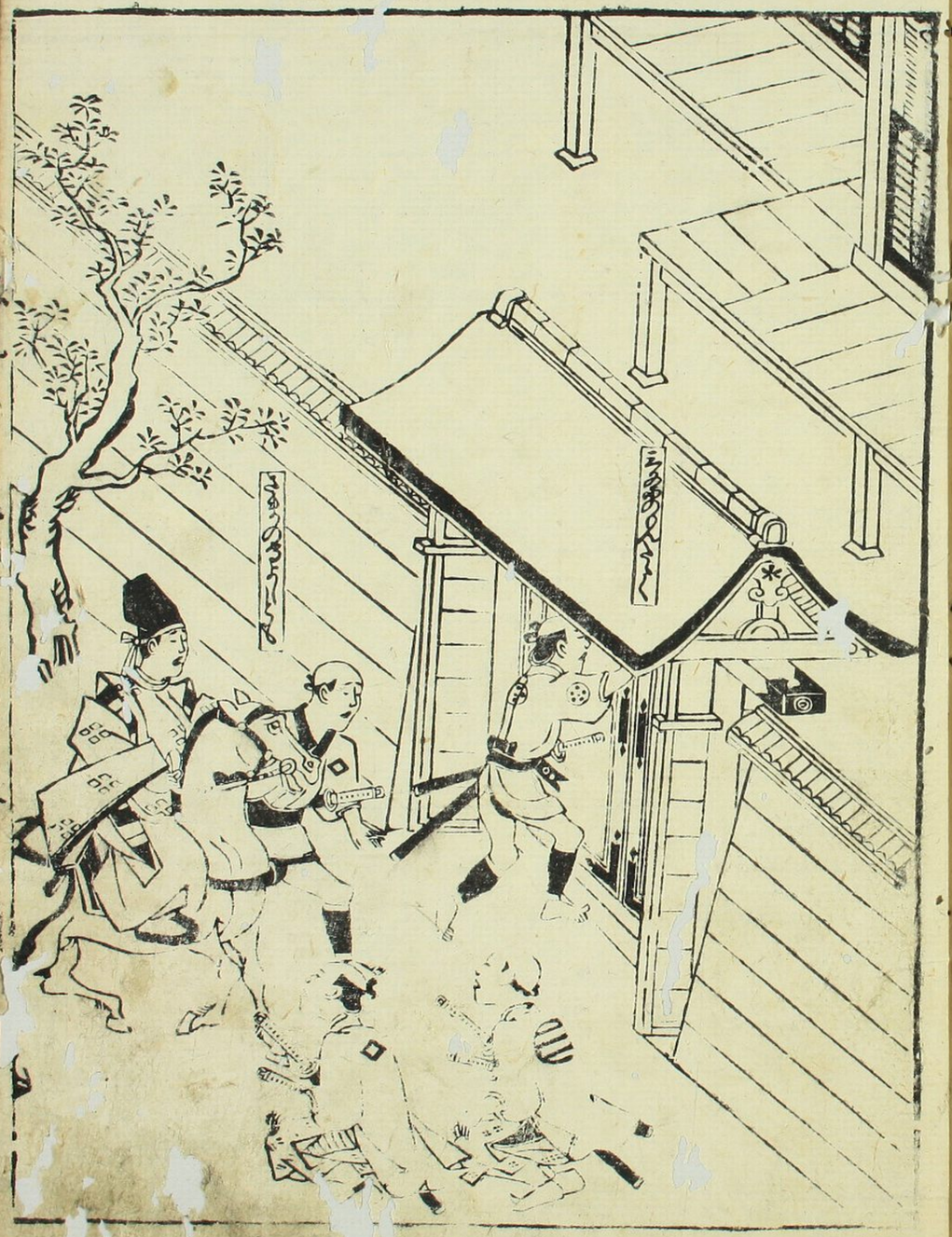

[illegible]

新橋はむかしうんりうん并てらまつのうら
[illegible]

[illegible]

七月二日　　頼長

明王院根横阿闍利業海房　　海返事

[illegible]

[illegible]

新院崩御之事　付　獨見乃事

[illegible]

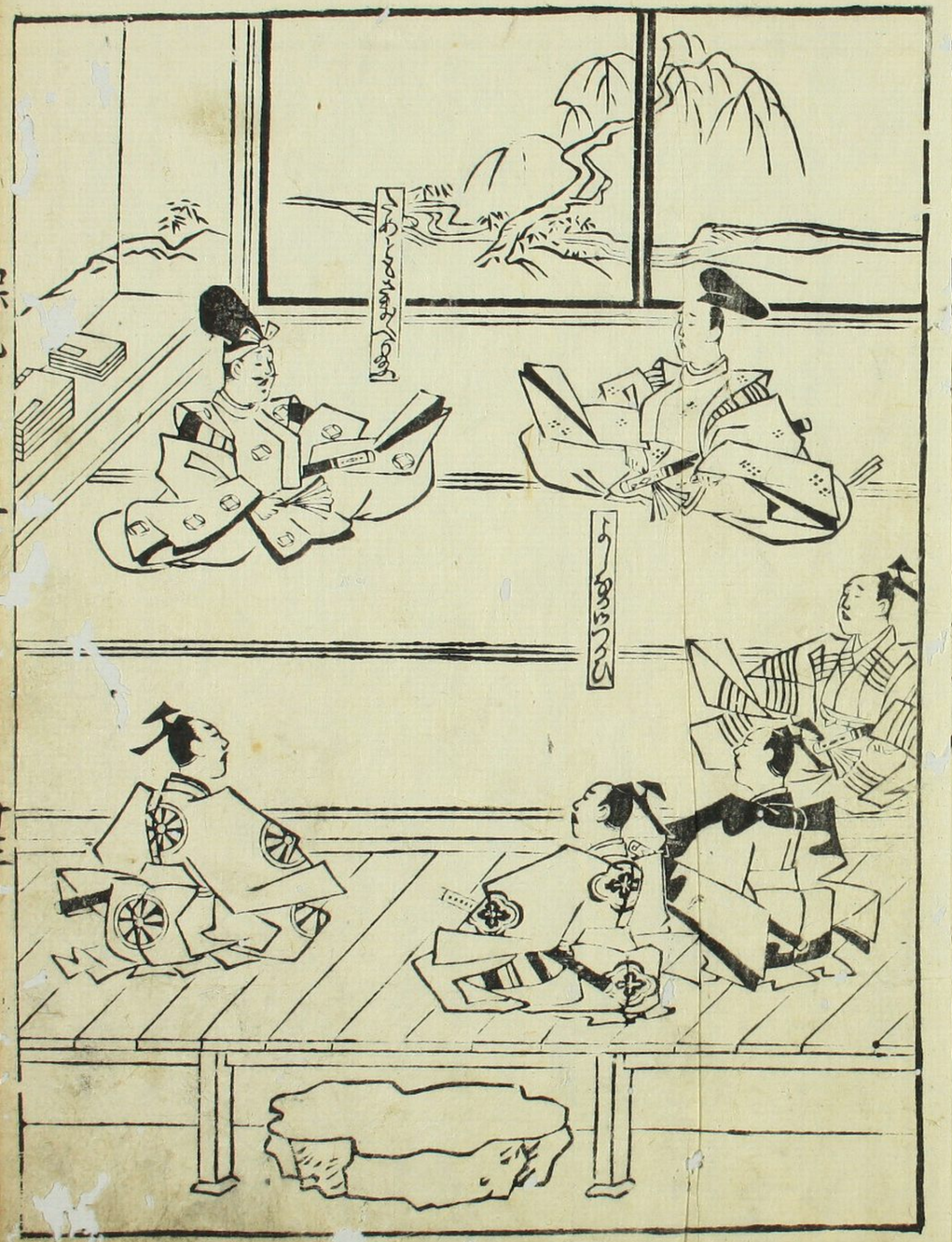

らもこつかれはおんまんにようふうこうへ入ふうせうるあ出の方へ向ひ入
けらかれにし頼朝ゆふくつひをとなれとも御下されけるとかさ
まへけるとも積もとらてこそなふて今ぞうあかる院宮のうちへこのふい
くわん殿へ侍しのをひるかれいまうくにおかるゝにて打立かれいに
れ米やらつるさ四郎かうんのかよふかる也ば此三郎てあしひをもむけれなる
ちんせい八郎為朝九郎為仲いけ六人のうへかく[illegible]して白川殿へなかりし
新院はくんのおましまするよはふみ北面の庭のまへに出の庭二まへをきる
て判官代よふて上西面よいつへさせの上御あるまでもして御まへに北死
とつふれなんのまへ下されけるしれそうせしのかれ為行かるゝ白河院
ちんせん今は安きつくれはいのそよふと流らぜ流れんるはくに一
わり[illegible]しうる三人へかるうめ物をとうさあけていおしゝるさ
あしさひしゝけれハへはやさき[illegible]けれにほめてあふひてあかり
とかあふけつ今のまへ法へ今いのほうとはよへ上皇へはあひてまふけ
たあてまいひ合は天下もれんかりしとて死と付きまて御ひへ
さうわかゝり為親[illegible]つくさせるひろと為親今義親へあせらもへ兵
つらふとへ入為義むさ頼わかるまふる[illegible]のいかるろ為義今ぞいさと
の合戦とふゝかれハ宣代のうへひとせへて入今の子たにかせ殿ありハい

もとはひとそこちろの源太にふるふさねとむき元とむちたくふよ流れふちす
おまへ為ししさそるふひて下野守為ありへそつかりか為朝今は入れや
いさつわうへつはもゐまててきのひろひハ為朝よおハさうれいさ流れのなり
ひひき元とかハ坐かのつりかつひさのかいと行ちゆうるれい牛れせうや
今舎やうれてまをうひつてまひかへせそうえん元も揺ろ御前へして元
出なるまいへろうさいの実頼と設くかるてなくつかり秋のゆいてあぶれなり
　たるは佐文上総のあり付ちろく二そうれちる
出羽なる佐をば法にしてうつかほとて白河殿へ今せもかふ頼はなのならや
大夫すなうみのひでさせかかへけなへ今は文つしの山山東のたかきにをとの
御前へ流車ちくはに山城のあんの御かゆかう今ま二今ませなをとひ
らまそくのハかの静にそちくの合戦まをいろのまきりいのうぶんめ
おまそ庭らまへぶ代ちるへぶ六十のふ白河殿よ春もハきはおまる
うる在のさらひよ頼もらつしていなむひて在居さらんかと
志今いうやよの小に散陣へいとけふかへつ本しつかまさらうもへと
さんねろ九日四中夜よらさうめへ流書なて御けつて一ひいは成きなるふ
かけたえもハまいてんちさうかさうしおらうその文よいつとの
保元けんよの(?)ハ為のかをうひたうちつハのぜんつくて為そとのへし

七月九日

すおうらてうつくしきこと

七月九日

[illegible]

[illegible]

宮軍

[illegible]

さのふしミれなんちやうおもひわらかりたゝそれまでまいりけるか
新院御所の門をかためらるゝ浮宮乃まゝす
新院は舞院の御所の門をかためさせ給ふ大炊御門車やく寄りの大白河
殿より白河の北殿にうつりたまふ東の門は兵を以てかためさせ
始の依門おもて小松の門にいにしへの平家のともから五十余騎はせ参
入道ひとはるゝ門の平衆は六条判官為義を大将として其勢わつか百騎にさゝへたり
とふ六条判官為義むねとは三人の子共をしたかへて西の門をかためたる
るさむらひは為義か子四郎左衛門頼賢五郎掃部助頼仲六郎為宗七郎為成
名ある者ともに八郎為朝は九国の勢を引具して南の門をかためたり
又しかれども一方には為朝ひとりにて大将とたのまれたりけれは
しかも是一方をかためて一の大将軍には平馬助忠正をもつてかためたり
の門にそかりける武者とも百騎ばかりぞありける又北の門
とかためたる武勇の手にはゆゝしき勢ともなりけり
くて其勢わつかに千騎には過さりけり是にくらべて内裏の方
おえたるは大かたよき兵の三千余騎にもおよひけるとかや
ふみてはこゝすのひて夫つとひにつよきさふらひ共あつまりて
あわとなるゆへに是ほとの男はあまたあるへけれとも
あへてこれにかかくもまされる人はなかりけり

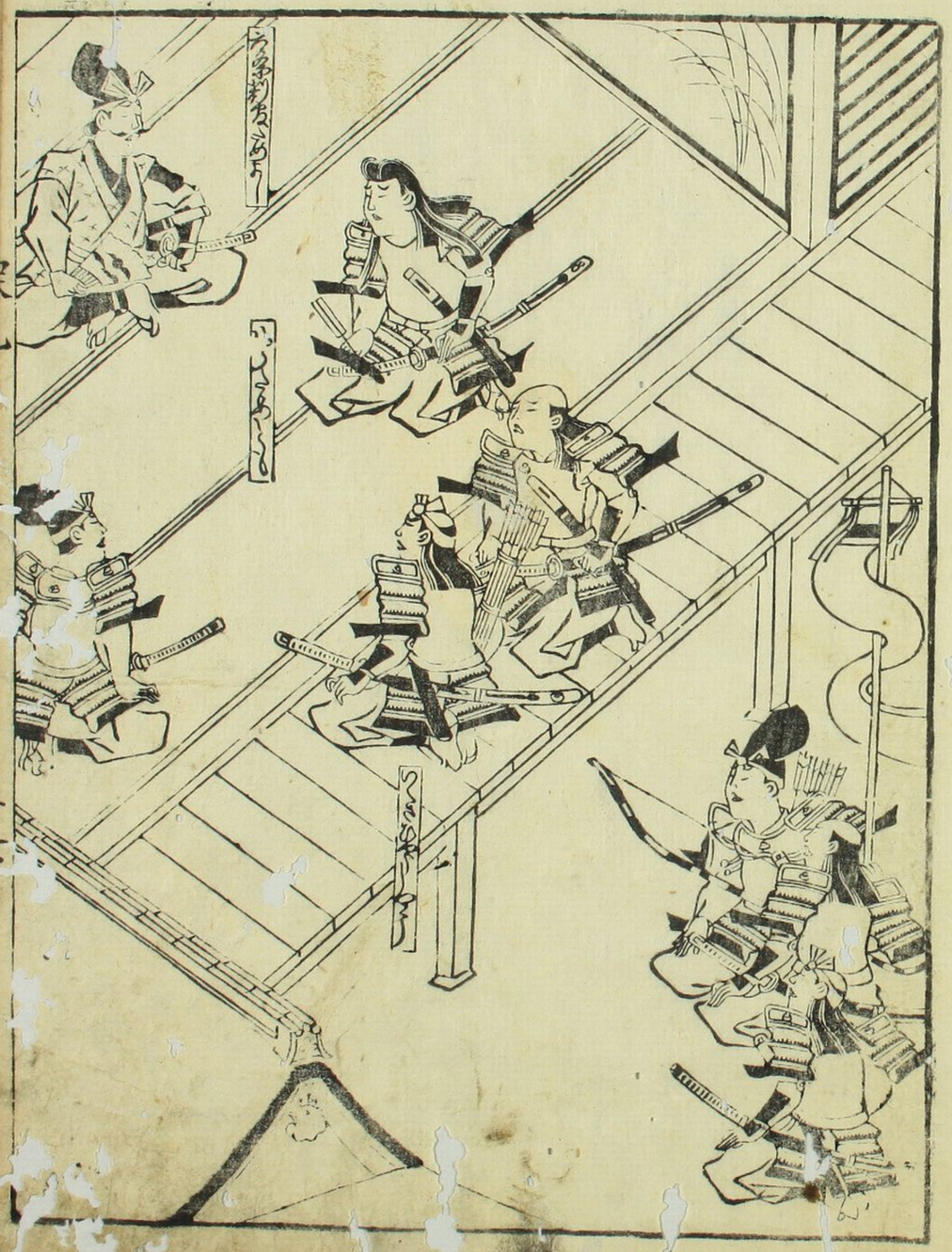

それがしは為朝人となりしより居住して九国の者どもをしたがへしにも
大小のせん数をしらず中にも城角のせん大事にあひしは数か
おこされし強陣をやぶりおもひしは職とせめて敵をおひはらひおもしろきに
とかくの事をもいはず待りけるに其時あるにまかせ松まで寄せきたる三方
に火をかけ一方より火をかけ候はゞいかでかのがれ候べき若し火をかけ候はゞ
矢をおとさぬものはよもあらじ我が父となりて此ほど案のごとく兵共むかひ候はゞ
まづ兵船をさしむけ出で候へば其ときの一の矢は此為朝が身にぞおぼえ候ひけ
て清盛などが大将にて向ひ候とも矢をたがふる事候べからず
らんと申して大将軍の左衛門佐が方へとぞはなちける此ほどにはせ参る
かゝる所をかさねてかくとゞきければ夜明けてとてかけさらばと
らん今時為朝が申すむねもひがごとならずとて信西が左衛門佐をよび
まいりせんとするところを臣下の申すごとく候はんとてはなちける
為朝二人さいかひかたをもつていくさをばまかせよ内にて
ぜんじやうのとびさきうちたりけるがかねてとりあへず時に
まことにかうの物かなとぞのたまひける何とてか御前の為朝は
いかなる人にて候ふ同士いくさ十張弓のもとにして
の法皇おほせけり源平のもとにしてあすかに急ぎせんさく

むかしより三韓の合戦のをりをりにも大将の兵ども皆きんぜんとして
志田の三郎先生義広も三町にして若なる人の上にて
きこえし朝日の合戦にて左衛門殿の方へ
陣をかけまはりて合戦をいたしまして首をとり
のちまで出でて言のいくさにありしかばその若者大将大ぜいをもて
三位の源氏の子息ども新手をかへてせめ入れば為朝がかたには
ふせぎて清盛とならびたつ方の兵ども物ならずとて我もわれも
にげくづるゝひとびとも相従の武者ども皆かけ出でけるを
ぬけつゝいくさのたびごとに同じく此の弓勢の兵を
て今夜の合戦にて信頼と申ものもこの義朝が若者どもに
まけて今はこの身をこそ頼むべく候へと申ければ
やがて御所にてさしつかはしていくさのたくみにて何かはせん

右兵衛佐頼朝はいまだ年わかくて
為朝よりは義朝のよろこびにて夜の宿所にまゐる
左衛門尉義朝左大弁宰相時の武者ども此人々をすぐりて八月より
夜の明くるまでたゝかひて東の方へ大将軍の旗のまくりきたる
むかしの内裏へ参りつゝ此ほどに新院の御所へぞ参りける

つまりのまれて其座上へ進み[illegible]念じ給へば霊応はなはだおほし
した奉らせ給ふ事に秋来りてしまらんとの事に及びて京都に
あらたにしひさしからず[illegible]ふけてせめん念じ[illegible]
[illegible]せんかたく[illegible]やうやうおはしまして十月[illegible]
んや[illegible]くまゝさせまして十月[illegible]
これ内裏にて仙洞にてはつかせ給ひ[illegible]
いふおはします世の中や天照皇大神八百王[illegible]
まぬるゆんしさ[illegible]光[illegible]
されかみとすその[illegible]
けまふ[illegible]天[illegible]
これ[illegible]国の[illegible]
よろ[illegible]
申[illegible]
いの[illegible]
さる[illegible]
弥[illegible]
弘法大師[illegible]高野山と[illegible]

とて後にしら河の南院弘法はしおはしまして国家鎮護の
裁ちら田園[illegible]仰せらるゝによりて三宝も国家をまもらせ
給ふもてのちに[illegible]
十二年十月廿一日[illegible]九月十日
承和の[illegible]帝[illegible]
さて三百[illegible]七年[illegible]
門[illegible]
うん[illegible]
三らのくに[illegible]十二年まて[illegible]
弘法大師の[illegible]
とう[illegible]
[illegible]大師天満宮[illegible]
ひとり[illegible]
いそうまて[illegible]
上に三[illegible]
吉[illegible]
三宝[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

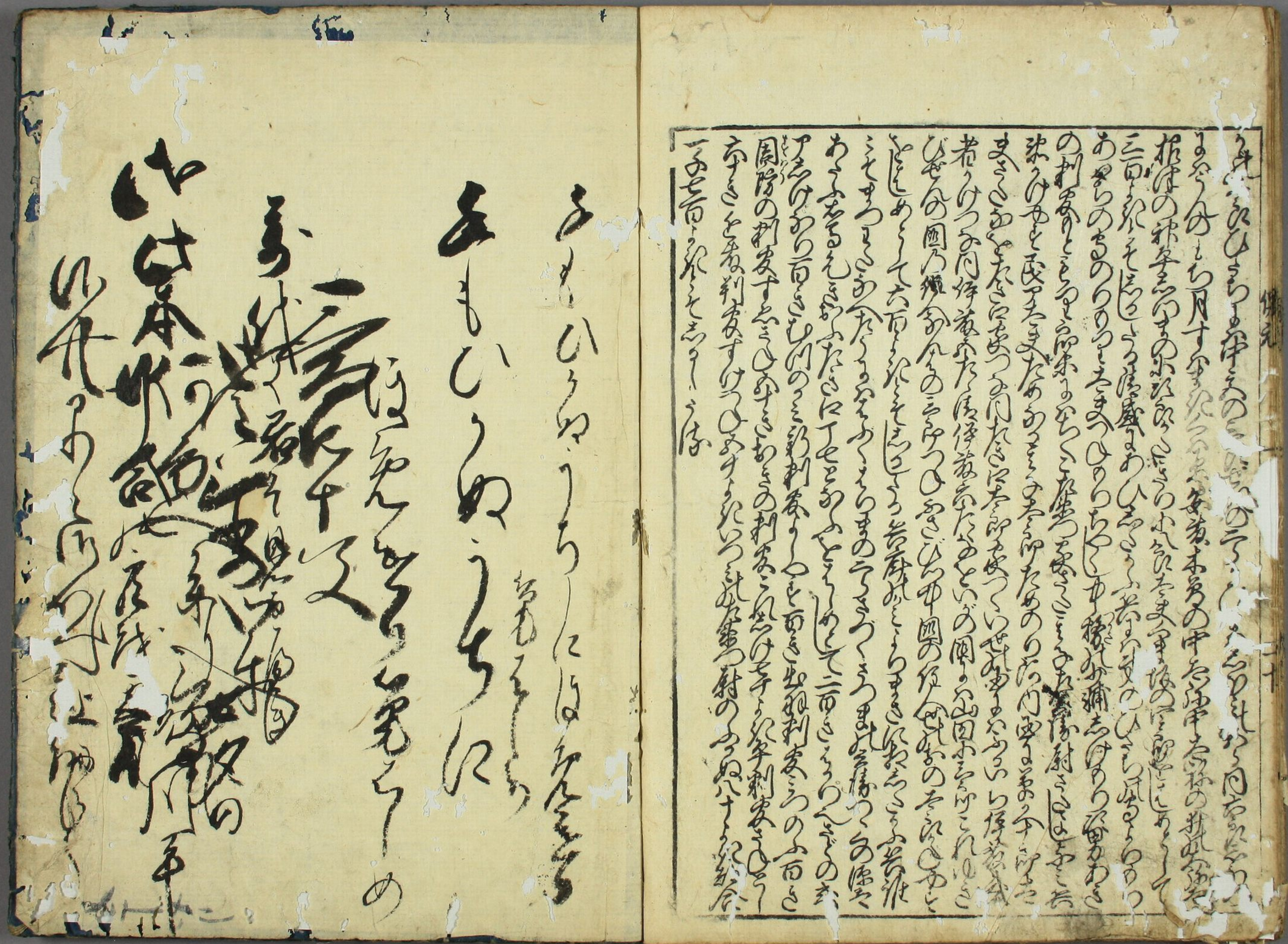

[illegible]

[illegible]

[illegible]